

東京都子供・若者計画（第2期）（案）に係る意見募集の結果について（案）

資料 3

- ・ 実施期間 令和2年2月21日（金曜日）から令和2年3月21日（土曜日）まで
- ・ 提出意見件数 142件
- ・ 意見提出者数 34名

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
計画全体について			
1	全体	<p>・当事者である子供・若者の意見を取り入れるとともに、審議会の公開、パブリックコメントを行うなど、時代に即した計画とすべきである。</p> <p>【同意見 計8件】</p>	<p>本計画の改定に当たっては、東京都青少年問題協議会において、子供・若者支援に見識の深い有識者や、子供・若者の様々な意見や実態等を直接見聞きしている民間支援団体の方々からなる、若者支援部会を設置し、検討、審議を実施しました。</p> <p>また、審議は公開で行うとともに議事録も公開しており、パブリックコメントを実施して広く都民の皆様からご意見をお伺いしています。</p>
2	全体	<p>・児童ポルノ禁止法などいくつか法律に関する記載があるが、その際は内容を全て把握した上で重要な点や例外などをしっかり記載することをお願いしたい。</p>	<p>本計画は、都における子供・若者育成支援に係る各種取組を記載するもので、個別の法律を説明するものではありません。また、法律は適切に運用されていると認識しております。</p>
3	全体	<p>・自らや、自分の周囲の人が困ったとき、東京都がこのような計画を作ったことで、実際の解決方法が分かるということは良い。</p>	<p>引き続き、支援の仕組みや相談窓口などの周知に努めてまいります。</p>
「第1章 計画の策定に当たって」について			
4	P.3 (③ 計画の対象)	<p>・第1章 ③ 計画の対象について、長寿社会を迎えた今日、青年期は長くなっており、計画の対象年齢は40歳未満とすべきである。</p>	<p>本計画の対象は、国が定める「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年とし、施策によっては40歳未満までのポスト青年期も対象としています。</p>
「第2章 計画の『理念』・『基本方針』」について			
5	P.4～P.12 全体	<p>・第2章 計画の「理念」・「基本方針」について、子供・若者が、社会から大切にされ応援されていることが実感でき、社会を信頼して成長していけるような、子供・若者応援施策を推進していく旨を盛り込むべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は、第2章の1「計画の理念」や3「施策推進の視点」の視点3「子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点」において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	P.5 (③ 施策推進の視点の視点1)	<p>第2章 ③ 施策推進の視点の視点1について、「支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要」とあるが、計画全体にこの視点を十分盛り込んだものにして欲しい。</p> <p>【同意見 計3件】</p>	<p>ご指摘の「支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要」との記載は、計画に掲げている各施策を進めていく上で共通する重要な視点として示したものであり、ご意見の趣旨は踏まえているものと認識しております。</p>
7	P.6 (③ 施策推進の視点の視点3)	<p>・第2章 ③ 施策推進の視点の視点3について、「全ての子供・若者のやりたいこと・生き方を応援する視点」を追記すべきである。</p> <p>【同意見 計2件】</p>	<p>ご意見の趣旨については、第2章 ③ の視点3において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
8	P.6 (③ 施策推進の視点の視点3)	<p>・第2章 ③ 施策推進の視点の視点3について、行政の各部門の連携強化も必要だが、民間の支援団体との連携も進めるべきである。</p>	<p>第4章 ① 都における計画の推進体制の(4)において民間団体等との連携に係る具体的な取組を、また、同章 ② 区市町村の役割の(1)において、区市町村が多様な分野の関係機関等と連携しながら施策を推進するための都として支援していくことを記載しておりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
9	P. 8 (④ 一人ひとりの状況に応じた支援の重要性)	・第2章 ④ 一人ひとりの状況に応じた支援の重要性の(2)学童期(小学生)について、心身の健全な発達には、「自然体験」や「文化活動」も重要であるので、これらを書き加えてほしい。  【同意見 計2件】	ご指摘を踏まえ、第2章 ④(2)を「学童期は、乳幼児期に主に家庭で培った、基本的な生活習慣を土台に、社会生活を送るうえで必要な基礎的な知識を身に付けると同時に、自然体験やスポーツ、文化活動などを通じて、心身の健全な発達を図っていく時期です。」との記載に変更いたします。
10	P. 10 (⑤ 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携)	・第2章 ⑤ 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携(4)社会について、若者たちがよりよい社会を作っていく役割を自らも担うことができる実感できる行動として、「ボランティア活動やNPO活動の実践」が記載されているが、それだけではないのではないか。	ご指摘の点は、例示として記載したのですが、ご意見として承ります。
「第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開」について			
「基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」について			
11	P. 13 (① 1 基本的な生活習慣の形成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【1 基本的な生活習慣の形成】小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実について、幼稚園・保育園の待機児童対策、先生の人手不足や待遇改善を図るべきである。	都として、待機児童対策等に取り組んでおりますが、ご意見として承ります。
12	P. 13 (① 2 確かな学力の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【2 確かな学力の育成】について、人には得意不得意があるということを前提として、得意分野を伸ばし、不得意分野はその原因分析を踏まえた教育を行っていくことが重要と考える。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Ⅰ①の2において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	P. 13 (① 2 確かな学力の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【2 確かな学力の育成】について、学校に帰属していることを前提とした施策が多いが、学校に帰属していない子供の実情をとらえる視点が弱いのではないか。  【同意見 計3件】	ご指摘の点については、第3章 基本方針Ⅱ①の【2 不登校・中途退学】において、学校をはじめ関係機関、民間団体と連携した取組等について記載しております。
14	P. 13 (① 2 確かな学力の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【2 確かな学力の育成】について、教育機会確保法により、学校以外での学習の機会確保等が制度化されていることから、「フリースクール」や「夜間中学校」についても記載してほしい。  【同意見 計3件】	ご意見を踏まえ、第3章 基本方針Ⅱ①【2 不登校・中途退学】〈取組・今後の方向性〉1 個別支援の充実を「○ 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や不登校特例校の設置支援、区市町村教育委員会とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。」との記載に変更いたします。
15	P. 13 (① 3 豊かな人間性の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【3 豊かな人間性の育成】について、豊かな人間性は、大人が上から目線で決定すべきものではなく、児童本人によって、また、家庭の中で決定されるべきである。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Ⅰ①の3に記載したように、子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、多様性を尊重できる豊かな人間性を育んでいくものと認識しておりますが、ご意見として承ります。
16	P. 14 (① 3 豊かな人間性の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【3 豊かな人間性の育成】について、「自尊感情測定尺度」の点数が悪かった場合には、さらに自尊感情を損なってしまうのではないかと。	「自尊感情測定尺度」は、子供が自分のよさに気付き自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう活用するものですが、ご意見として承ります。
17	P. 14 (具体的施策:P18) (① 3 豊かな人間性の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【3 豊かな人間性の育成】①の◆成長段階に応じた読書活動の支援について、小中学校では読書感想文を求められることが多いが、苦手な生徒は、読書活動に嫌なイメージを持ってしまっているのではないかと。	第3章 基本方針Ⅰ①の3の①子供の読書活動の推進に記載のある「第三次東京都子供読書推進計画」においては、読書で得た喜びや感動等を自分の言葉等で表現できる場も必要であるとしております。
18	P. 14 (具体的施策:P18) (① 3 豊かな人間性の育成)	・第3章 基本方針Ⅰ①【3 豊かな人間性の育成】②の道徳教育の充実について、年長者への無批判な盲従を求めるようなことが出てくることを懸念している。	道徳教育については、小・中学校において「考え議論する道徳」を推進するとともに、都立高校における「人間と社会」において多様な体験活動や演習等を通じてより良い生き方を主体的に選択し行動できる力を育成することとしております。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
19	P. 14 (具体的施策:P19) ④ 健やかな心と体をつくる)	・第3章 基本方針I①【4 健やかな心と体をつくる】のアレルギー疾患対策について、特に小学生の時期は、アレルギーが死に繋がり得る疾患であることを理解していない児童が多い。児童に早期から繰り返し知識として広く教えるべきである。	子供の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本であり、アレルギー疾患に対する対応を図るとともに、子供が自分自身の健康に関する関心を高め、生涯にわたって主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが必要であると認識しております。
20	P. 14 (具体的施策:P19) ④ 健やかな心と体をつくる)	・第3章 基本方針I①【4 健やかな心と体をつくる】の体力向上の推進について、スポーツ・運動の推進は重要であるが、他方で、「スポーツや運動ができない者に人権はない」という環境・雰囲気機運が醸成されないよう十分に配慮してほしい。	ご意見として承ります。
21	P. 14 (具体的施策:P19) ④ 健やかな心と体をつくる)	・第3章 基本方針I①【4 健やかな心と体をつくる】◆オリンピック・パラリンピック教育の推進について、ボランティア活動の推進の記載があるが、学校がボランティア活動への参加を生徒に強要するようなことはあってはならない。また、活動に参加しなかった生徒に対して不利益になる扱いがなされてはならない。	ご意見として承ります。
22	P. 20 (具体的施策:P22) ② 1時代の変化に対応できる力の育成)	・第3章 基本方針I②【1 時代の変化に対応できる力の育成】①の英語教育等の充実について、外国語能力は母国語能力以上にはなり得ず、日本語での入出力もおぼつかない小学生段階から英語教育に時間とマンパワーを割くのは、有限のリソースを浪費するという点でむしろ有害ですらある。	ご意見として承ります。
23	P. 20 (具体的施策:P22) ② 1時代の変化に対応できる力の育成)	・第3章 基本方針I②【1 時代の変化に対応できる力の育成】①の◆海外留学等の支援について、都立高校生向けの施策が目立ち、私立高校生の留学は経費の一部を補助と少なく感じる。私立高校に通う子どもたちにも手厚い投資を求める。	ご意見として承ります。
24	P. 20 (具体的施策:P24) ② 1時代の変化に対応できる力の育成)	・第3章 基本方針I②【1 時代の変化に対応できる力の育成】③の◆情報モラル教育の推進について、ゲームなどへの依存も子供たちの身近な課題であり、ゲーム依存症予防に関する取組をすべきである。	第3章 基本方針I② 2〔具体的施策〕③の◆情報モラル教育の推進における「SNS東京ルール」では、スマートフォンやゲームの利用に関する依存症を含め、インターネットやSNSの適切な利用について、児童・生徒が主体的に考えさせる指導をしております。
25	P. 20 (具体的施策:P24) ② 1時代の変化に対応できる力の育成)	・第3章 基本方針I②【1 時代の変化に対応できる力の育成】③の◆情報モラル教育の推進について、現在、厳しい批判の対象になっている「ノーメディア運動」のような合理性を欠くヒステリックな技術忌避、個人の自由権の侵害にならないよう十分留意いただきたい。 【同意見 計2件】	ご意見として承ります。
26	P. 20 (具体的施策:P24) ② 2社会貢献の精神の育成)	・第3章 基本方針I②【2 社会貢献の精神の育成】の◆小・中学校における奉仕活動の促進について、為政者や親、教員等の、生徒にとっての支配者に都合の良い自己犠牲を一面的に美談として取り上げる内容があってはならないと考える。	ご意見として承ります。
27	P. 20 (② 3健康・安全に生活できる力を養う)	・第3章 基本方針I②【3 健康・安全に生活できる力を養う】について、性感染症予防等の性教育について、発達段階に応じて積極的に教育を行っていくべきである。 【同意見 計5件】	第3章 基本方針I② の3において、性感染症を含む性教育の実施について記載しております。
28	P. 20 (具体的施策:P24) ② 3健康・安全に生活できる力を養う)	・第3章 基本方針I②【3 健康・安全に生活できる力を養う】◆心の健康づくりについて、文部科学省は、不登校を問題行動から外しているため、正確な表現とすべきである。	ご意見を踏まえ、第3章 基本方針Iの2(3)〔具体的施策〕◆心の健康づくりについて「心のケアを十分に行い、問題行動等(思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺)、不登校などの未然防止及び解決に取り組みます。」との記載に変更いたします。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
29	P. 20 (具体的施策:P25) (② 3健康・安全に生活できる力を養う)	・第3章 基本方針I②【3 健康・安全に生活できる力を養う】◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進について、煙草の有害性や、副流煙による周囲の人間への悪影響などについて、未成年の時点で広く教育してほしい。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針I②の3において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承ります。
30	P. 21 (具体的施策:P26) (② 4 多様な交流機会の確保)	・第3章 基本方針I②【4 多様な交流機会の確保】の社会参加・社会貢献活動の推進について、活動を進めるために、都営交通の子ども料金を拡大してほしい。まずは、都営交通だけでも大学生相当の22歳まで子ども料金にしてほしい。そのかわり、子どもは座席に座ってはいけないなどの設定も検討に値する。	ご意見として承ります。
31	P. 28 (③ 4 社会生活において必要な知識の付与)	・第3章 基本方針I③【4 社会生活において必要な知識の付与】について、人権教育の推進は重要なものであり、特に「表現の自由」を重要視していただきたい。 【同意見 計2件】	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針I③の4において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承ります。
32	P. 28 (具体的施策:P31) (③ 4 社会生活において必要な知識の付与)	・第3章 基本方針I③【4 社会生活において必要な知識の付与】◆法に関する教育の推進について、実際に法案が作成されるまでのプロセスとして、今回のようなパブリックコメントがあることなど、具体的な手段についても教育内容に含めるべきである。	ご意見として承ります。
33	P. 28 (具体的施策:P31) (③ 4 社会生活において必要な知識の付与)	・第3章 基本方針I③【4 社会生活において必要な知識の付与】◆消費者教育について、様々な種類の悪徳商法があることから、取り組まれている有識者の協力も得るなどして、積極的に啓発活動を進めていただきたい。	ご意見として承ります。
34	P. 28 (具体的施策:P31) (③ 4 社会生活において必要な知識の付与)	・第3章 基本方針I③【4 社会生活において必要な知識の付与】◆労働法制の普及等に関する取組について、いわゆるブラック企業から身を守るための法律知識が、就職活動を始める前に身につけているとよいと思う。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Iの③の4において、労働法制の普及等に関する取組について記載しております。ご意見として承ります。
35	P. 28 (具体的施策:P31) (③ 4 社会生活において必要な知識の付与)	・第3章 基本方針I③【4 社会生活において必要な知識の付与】◆女性に対する犯罪の防止対策について、内容が性被害防止のための女性に対する取組に偏っている。性別を問わず、またすべての犯罪を行わないよう、教育、啓発すべきである。 【同意見 計3件】	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針I①の3において、規範意識及び社会性の育成について記載するとともに、基本方針II①の6において非行防止の取組を、基本方針II②において被害防止と保護の取組について記載しております。
36	P. 32 (具体的施策:P33) (④ 1 就園・就学支援)	・第3章 基本方針I④【1 就園・就学支援】◇多子世帯への授業料支援について、所得や子どもの年齢などに細かな縛りなく多子世帯への授業料支援を行ってほしい。	ご意見として承ります。
<b>「基本方針II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」について</b>			
37	P. 35 (総論)	・第3章 基本方針IIについて、各種の相談・支援センターにおいては、社会的自立に困難を抱える子供・若者の心の余裕を育むため、娯楽(映画・小説・マンガ・アニメ・ゲーム等)へのアクセスを妨げない配慮が必要である。	子供・若者の相談窓口や支援団体等においては、ご指摘の点も含め、当事者の状況に応じた対応を行っているものと認識しておりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	P. 37 (P. 51:具体的施策) (①1 いじめ)	・第3章 基本方針II①【1 いじめ】学校における「いじめ総合対策」の推進について、警察による早期介入も含めてほしい。	第3章 基本方針IIの①の1の内容は、東京都教育委員会では、平成29年度に策定した「いじめ総合対策【第2次】」を踏まえ記載しております。「いじめ総合対策【第2次】」には、都教育委員会と警察との連携について記載しております

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
39	P. 38 (㊦ 2 不登校・中途退学)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【2 不登校・中途退学】について、夜間中学校で外国籍の子どもや学齢期を過ぎた若者が学んでいる実態を記載する必要があるため、「夜間中学での受け入れ」を記載してほしい。  【同意見 計2件】	ご意見を踏まえ、「○ 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や不登校特例校の設置支援、区市町村教育委員会とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。」との記載に変更いたします。
40	P. 38 (㊦ 2 不登校・中途退学)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【2 不登校・中途退学】1 個別支援の充実について、教育機会確保法の施行による不登校支援施策を踏まえ、「夜間中学校における学び直しや高校等への進学支援の周知」や「家庭での教育機会確保の在り方の検討」、「学校・教育委員会とフリースクール等の積極的・密接な連携による教育機会の確保の推進」することを盛り込んでほしい。また、家庭やフリースクール等への経済的支援の検討もしてほしい。  【同意見 計7件】	ご意見を踏まえ、「○ 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や不登校特例校の設置支援、区市町村教育委員会とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。」との記載に変更いたします。
41	P. 38 (㊦ 2 不登校・中途退学)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【2 不登校・中途退学】について、経済的負担を理由に通学をあきらめざるを得ない世帯やひきこもり経験者に対してのフリースクール等支援補助金の導入、税制優遇等の財政支援、教育委員会や教育支援センターと民間団体が連携した不登校児童等への学習支援を検討してほしい。  【同意見 計5件】	ご意見として承ります。
42	P. 38 (㊦ 2 不登校・中途退学)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【2 不登校・中途退学】について、大学生の不登校・中途退学を含めてほしい。	大学生の不登校・中途退学者への支援については、各大学において取組が行われているものと考えております。 大学中退後、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、困難な状況に陥った方に向けた取組については、基本方針Ⅱの各項目に記載しております。
43	P. 38 (㊦ 2 不登校・中途退学)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【2 不登校・中途退学】2 相談体制の整備について、不登校の保護者への支援の取組も重要であることから、不登校の親の会の活用も入れてほしい。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Ⅱ㊦の2の2において踏まえているものと認識しておりますが、ご意見として承ります。
44	P. 42 (㊦ 5 ひきこもりに係る支援)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【5 ひきこもりに係る支援】について、様々な機関が連携を取る必要がある。連携にあたって中核となり、情報を提供してくれる施設があるとスムーズに連携できるのではないかと考える。	学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」においては、地域における様々な機関の連携も含めて、本人・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の在り方についての検討及び情報共有を行っております。
45	P. 42 (㊦ 5 ひきこもりに係る支援)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【5 ひきこもりに係る支援】について、ひきこもりの方は、自分自身が自分を「弱い」「怠けている」などと否定的にとらえてしまうことに苦しんでいる。その自己否定感を解きほぐしていくようなプログラムが必要である。	学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」においては、地域における様々な機関の連携も含めて、本人・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の在り方についての検討及び情報共有を行っております。
46	P. 42 (㊦ 5 ひきこもりに係る支援)	・第3章 基本方針Ⅱ㊦【5 ひきこもりに係る支援】について、ひきこもりの若者たちへの生活支援を求める。また、生活支援の関わりの中で、相談機関の紹介も望めばできるようにしてほしい。	「東京都ひきこもりサポートネット」や「東京都若者総合相談センター『若ナビα』」において相談を受け付け、適切な支援機関につないでおります。また、学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、本人・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の在り方についての検討及び情報共有を行っています。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
47	P. 43 (㉑6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】について、非行・犯罪に陥る背景には、親に愛情を注がれなかったことなどがあると考える。このような子供たちへの取組として、心のケアを入れてほしい。	第2章の3「施策推進の視点」の視点2において、「子供・若者の困難や課題の背景には子供の育った家庭の抱える問題が影響している場合があることから、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、家族も含めた支援を行っていくことが重要」であることなどを記載しております。 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援に当たっても、この視点を踏まえて支援を行っていくことが重要と考えております。
48	P. 43 (㉑6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】について、都内における刑法犯少年の検挙・補導人員について、客観的データを掲載すべきである。 【同意見 計2件】	ご意見を踏まえ、関係資料として統計データを掲載いたします。
49	P. 43 (㉑6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】について、万引きは 窃盗であることを明記し、刑法上の犯罪行為であることを理解できるようにすべきである。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Ⅱの①の6において、特に「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策として盛り込んでおります。
50	P. 46 (㉑8 ひとり親家庭に育つ子供への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】について、母子家庭だけでなく父子家庭も支援の対象になっていることは画期的である。	ご意見として承ります。
51	P. 46 (個別施策:P65) (㉑8 ひとり親家庭に育つ子供への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業については、重要な施策であり、市区で積極的に事業実施するように促すべきである。	ご意見として承ります。
52	P. 48 (㉑10 特に配慮が必要な子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【10 特に配慮が必要な子供・若者への支援】(2) 難病等について、難病指定はされないものの、生活、学習、就労の場において非常に不利・不便を引き起こす病気や障害も存在する。「難病」に限らない幅広い支援と、学校・職場への理解促進を望む。	第3章 基本方針Ⅱの1【10(2) 難病等】の<取組・今後の方向性>において、「長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。」との記載や、「職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施しています。」との記載を盛り込んでおりますが、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	P. 49 (㉑10 特に配慮が必要な子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【10 特に配慮が必要な子供・若者への支援】(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援について、性的少数者への支援について、人権上の差別なく、安心できる仕事の支援や生活における家計・医療費などの助成についても支援すべきである。	ご意見として承ります。
54	P. 49 (㉑10 特に配慮が必要な子供・若者への支援)	・第3章 基本方針Ⅱ①【10 特に配慮が必要な子供・若者への支援】(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援の相談支援体制について、交流の場・機会の提供はとても良いことだと思う。様々な人がより気軽に参加できるよう工夫してほしい。 【同意見 計2件】	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
55	P. 72 (㉑3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(1) 児童ポルノについて、「児童ポルノ」という単語を使用しているが、実態を理解しにくいので使用すべきでない。児童ポルノは「性虐待記録物」である。 【同意見 計2件】	「児童ポルノ」の名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」において使用されており、一般的な呼称として用いております。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
56	P. 72 (②)3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(1) 児童ポルノについて、性被害に係る事件が起きないように、学校教育において児童ポルノを含めた正しい性教育を行うべきである。	ご意見として承ります。
57	P. 72 (②)3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(1) 児童ポルノについて、「当該事犯の約半数が性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態に至っています。」とあるが、正確なデータに基づく記述とすべきである。	ご意見並びに近年の状況を踏まえ、第3章 基本方針Ⅱ②の3 (1)の<現状・課題>を「当該事犯は、性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態となっています。」との記載に変更いたします。
58	P. 72 (②)3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(1) 児童ポルノについて、「児童ポルノの画像が一旦インターネット上に流出すれば、コピーが繰り返され、その削除は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くこととなります。」とあるが、都が救済は不可能であるというような被害者を突き放し、絶望を与え、相談から遠ざけるようなメッセージを発信することや、そのような認識に基づいて事業に取り組むことは避けるべきである。	インターネット上に流出した画像を削除を完全に削除することは事実上不可能であり、被害の重大性、危険性を喚起する必要があると考えております。また、これとあわせて、第3章 基本方針Ⅱ②の3 (1)の<主な相談窓口>に記載した「STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン」や「ネット・スマホのトラブル相談窓口『こたエール』」において、相談を行っていただくよう呼びかけています。
59	P. 72 (②)3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(1) 児童ポルノについて、警察庁統計などから「自画撮り被害」の現状などを認識して取組を進める必要がある。	自画撮り被害の実態を把握するとともに、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、第3章 基本方針Ⅱ②の3 (1)において各種取組を進めております。
60	P. 73 (②)3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等)	・第3章 基本方針Ⅱ②【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援について、暴力犯罪の加害者側への対応法については不十分である。アンガーマネジメントなど、生徒・学生の時分より日常的にフォローを受けられる環境作りを行うべきである。	暴力の加害者への対応は、それぞれの学校設置者においてなされていると認識しております。また、東京都若者総合相談センターにおいても、非行・犯罪に陥った子供・若者からの相談を受け付けております。
「基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」について			
61	P. 79 (①)1 子育て支援の充実)	・第3章 基本方針Ⅲ①【1 子育て支援の充実】について、社会的自立に困難を有する子供・若者の背景には、貧困家庭や激務により保護者が育児を担えない等の原因があり、より深く見ていくと、親が勤める企業の構造が根本原因といえる。企業に対しても支援・推進を図るべきである。	企業に対する支援につきましては、仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、支援を推進しています。
62	P. 80 (具体的施策:P84) (①)2 家庭教育への支援)	・第3章 基本方針Ⅲ①【2 家庭教育への支援】について、私立幼稚園の補助などが書かれていますが、必要なことと考える。	ご意見として承ります。
63	P. 80 (具体的施策:P84) (①)2 家庭教育への支援)	・第3章 基本方針Ⅲ①【2 家庭教育への支援】について、私立幼稚園の補助などと同様に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき、フリースクールについても運営をする団体に運営の補助と、通う子どもの家庭に補助が必要だと考える。	ご意見として承ります。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
64	P. 86 (②3 地域における多様な活動の展開)	・第3章 基本方針Ⅲ②【3 地域における多様な活動の展開】について、不登校の子供が偏見を受けることなく、気楽に立ち寄り安心して学ぶことができるよう、公共機関・社会教育施設・民間・地域が連携して、多様な学習の機会を確保していく支援が必要である。	第3章 基本方針Ⅰの④学びの機会の確保において、学習の機会を確保するための様々な支援施策について記載しております。 ・また、基本方針Ⅲの②学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成において、学校・家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ、一体となって進めていく取組について記載しております。
65	P. 90 (③2 社会環境の健全化の推進)	・第3章 基本方針Ⅲ③【2 社会環境の健全化の推進】について、ゲーム依存症への対策として、事業者と協力してフィルタリング機能のある端末を廉価で購入できるようにし、子どもはフィルタリング機能のある端末しか使わないのが標準になるよう社会設定をしてほしい。	ご意見として承ります。
66	P. 90 (具体的施策:P94) (③2 社会環境の健全化の推進)	・第3章 基本方針Ⅲ③【2 社会環境の健全化の推進】について、青少年の健全育成に関する各種規制については、委縮効果が大きく、表現の自由や知る権利においても問題である。同性愛を扱う本や、図書類以外の指定も危惧している。青少年の権利や子供の意見を尊重し、新たな時代の政策に転換するべきである。  【同意見 計6件】	不健全図書類等の指定については、東京都青少年健全育成条例に基づき、適切に対応していきます。
67	P. 91 (③3 若者自立支援の総合的な展開)	・第3章 基本方針Ⅲ③【3 若者自立支援の総合的な展開】について、都など行政による研修会の機会を設けてほしい。そして、そうした研修会の案内が、小さな団体にも届くように工夫してほしい。	ご意見の趣旨については、第3章 基本方針Ⅲ③の3において踏まえているものと認識しておりますが、取組の進め方につきましては、ご意見として承ります
68	P. 91 (③3 若者自立支援の総合的な展開)	・第3章 基本方針Ⅲ③【3 若者自立支援の総合的な展開】について、困難を抱える子供・若者に支援を行っているNPOは数多く存在するが、規模の小さな団体が多い。こうしたNPO団体への資金援助が必要だと思う。	ご意見として承ります。
69	P. 91 (具体的施策:P94) (③3 若者自立支援の総合的な展開)	・第3章 基本方針Ⅲ③【3 若者自立支援の総合的な展開】〔具体的施策〕について、社会的自立に悩みや困難を抱えている若者やその家族向けにイベントを行う「若者チャレンジ応援事業」では、不登校経験者で社会的起業家として活躍している人も参加させてほしい。	ご意見として承ります。
「第4章 推進体制等の整備」について			
70	P. 95 (① 都における計画の推進体制)	・第4章 ① 都における計画の推進体制について、様々な機関が連携し、対象となる子ども・若者に関わっていく環境が整備されていることを知った。何か変化や困ったことがあった際に、すぐに連携が取れるよう、定期的に会議をするなど、密な情報のやり取りが必要であると思う。	都においては、東京都子供・若者支援協議会を設置し、関係機関等の連携を進めていくことを、第4章の①の(3)に記載しています。 ・また、区市町村においても、第4章の②の(3)に、区市町村の役割として「子供・若者支援地域協議会の設置」について記載するとともに、「○子供・若者支援協議会の仕組み」に、内閣府の「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」を引用して、具体的な取り組み方などを紹介しています。
71	P. 95 (① 都における計画の推進体制)	・第4章 ① 都における計画の推進体制について、計画に定められた見直しの時期に捉われず、必要に応じて適宜運用を見直すべきである。  【同意見 計3件】	内閣府の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、計画期間を5年としていますが、これに加え、第4章の①の(3)に記載の東京都子供・若者支援協議会において、「計画の中間年を目途に各施策の進捗状況をもとに、次期計画において見直しを行う上での課題整理等を行っていきます。」との記載を新たに盛り込んでおります。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
72	P. 95 (㊦ 都における計画の推進体制)	<p>・今回の改定案では、健全育成審議会の説明が「不健全図書類等の指定等」から「不健全なものを指定」に変更されており、対象を拡大し恣意的に運用される恐れがある。また、「不健全なもの」の範囲や基準が不明確である。</p> <p>【同意見 計20件】</p>	<p>青少年健全育成審議会は、青少年健全育成条例（以下、「条例」という）第19条により設置されている知事の附属機関であり、条例に基づき、調査、審議を行っております。また不健全な図書類等や有害広告物などの範囲や基準については、条例及び条例施行規則に定められています。</p>
73	P. 95 (㊦ 都における計画の推進体制)	<p>・青少年健全育成審議会は、1冊でも指定することを目的に、毎月開催されているが、不健全図書指定自体の存続も含めた検討を行うべきである。</p> <p>【同意見 計5件】</p>	<p>不健全図書類の指定については、調査購入したものの中から条例施行規則に規定する基準に該当する図書類について、出版業界自主規制団体の意見を聴いた上で、青少年健全育成審議会に諮問し、同審議会からの答申を受けて指定しています。</p>
74	P. 95 (㊦ 都における計画の推進体制)	<p>・不健全図書の指定に当たっては、現在の漫画表現に詳しい方を審議会委員に入れるべきである。また、誰が漫画表現をどれくらい掘めているのかがオープンになってほしいので、議事録上の審議会委員の名前の公開を求める。</p>	<p>青少年健全育成審議会の委員は、青少年健全育成条例に基づき、業界に関係を有する者などから知事が任命または委嘱しています。また、不健全図書類については、出版業界自主規制団体の意見を聴いた上で審議会に諮問しています。なお、青少年健全育成審議会議事録は、情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除いて、公開しています。</p>
75	P. 95 (㊦ 都における計画の推進体制)	<p>・「青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨」するともあるが、それらにゲームを加えることを提案する。ゲームもまた映画等と同じく推奨され、受け継がれるべき文化だと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<b>その他</b>			
76	—	<p>・子供・若者の声を聴く取組として、パブリックコメント募集のチラシを都内に配布したのは良い取組である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
77	—	<p>・不登校などの問題がどの程度生じているのか、数値化し、可視化するべきである。</p>	<p>主要な統計データについては、本編に参考資料として掲載します。</p>

※ 同様の趣旨と考えられるご意見は、一つの整理番号に集約し、掲載しています。

※ 計画については、上記意見募集結果を踏まえた修正のほか、公用文表記の観点から若干の技術的修正を加えております。